

ベーシックガバナンスチェック

評価実績レポート

～組織評価から見える非営利組織の組織運営の実態～

(2020 年版)



JCNE

非営利組織評価センター

2021 年 2 月発行

Supported by  日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

目 次

1	はじめに	2
2	評価実績データの概要	4
	◆要旨	5
3	ベーシックガバナンスチェックの評価実績	6
4	未達基準の内容と改善ポイント	12
5	まとめ	19
資料1	評価制度の概要・お申込み	21

1 はじめに

非営利組織は市民からの信頼が基礎となって成り立つ組織です。立派な公益的事業を展開していても、運営がずさんでは、組織内外から確かな信頼を得ることはできません。非営利組織の支援を考える時には、団体が取り組んでいる社会課題や活動内容に注目し、寄付やボランティアなどを行うかどうかを検討します。実際に支援を行う際には、その団体が信頼できるかどうか大事なポイントになります。

非営利組織評価センターでは、非営利組織の信頼性を評価で応援するために、「グッドガバナンス認証」と「ベーシックガバナンスチェック」という2種類の組織評価を実施しています。非営利組織を対象に活動分野を問わず、全国規模で第三者組織評価を実施している国内初の取り組みです。

今回は、2つの評価制度のうち、2016年4月の当センター設立時から開始したベーシックガバナンスチェック（当初の名称「ベーシック評価」）について、評価実績をもとにした調査レポートを作成しました。これまでのベーシックガバナンスチェック受診団体の実態を調査・分析することにより、非営利組織のガバナンスの傾向を把握することで、組織運営の参考資料として活用できるようにするために、調査を実施したものです。なお、第1回目の発行となる今回は2016年度から2019年度までの4年分を集計しています。

本レポートでは、次のようなことを知ることができます。

- ベーシック評価基準に基づく、非営利組織のガバナンスの運営状況の実態がわかる。
- 評価団体の組織運営状況と比較することで、自団体の組織運営の状況を確認することができる。
- 非営利組織が苦手としている項目の傾向を知ることができるとともに、具体的な対応策がわかる。

団体を運営されているみなさまは、本レポートを自団体の役職員のガバナンス意識の向上やガバナンスの改善にご活用ください。非営利組織のサポートをされている企業、助成財団、中間支援組織等のみなさまには、支援活動の参考にしてください。

<ベーシックガバナンスチェックとは>

ベーシックガバナンスチェックとは、ベーシック評価基準23項目に基づく簡易的な組織評価です。非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリストで公開され、第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

制度開始時の2016年度から2019年度までは「ベーシック評価」という名称で実施しま

した。23 項目に基づき、提出された団体情報と書類をもとに書面評価を実施しました。この評価は、当センターが第三者機関として行う第三者評価となります。今回の調査レポートでは、ベーシック評価として実施したものを対象にしています。

【Web サイト】 <https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

<名称変更と制度変更について>

2020 年 7 月に制度変更を行っています。「ベーシック評価」から「ベーシックガバナンスチェック」に名称を変更するとともに、評価方法を変更しました。新制度では当センターによる第三者評価と団体自らが行うセルフチェックのハイブリッド型で実施しています。評価基準 23 項目のうち、項目 1～8 が被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに行う第三者評価となります。項目 9～23 が被評価団体によるセルフチェックでの評価の項目となります。

2 評価実績データの概要

評価実績の調査データ

(1) 対象となるデータ

対象制度：ベーシック評価制度（現・ベーシックガバナンスチェック制度）

対象法人：特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、特例認定特定非営利活動法人、
一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人
※一般社団法人、一般財団法人は「非営利型」のみを対象

対象期間：2016年4月～2020年3月

対象件数：168件（評価確定通知を発行した団体数）

(2) 対象団体のデータ収集項目

- ① 法人格の種別
- ② ベーシック評価基準 23 項目ごとの基準達成状況（満たしている/満たしていない）
- ③ 設立年数
- ④ 支出規模（評価受診年度の決算書類より）
- ⑤ 収益構造（評価受診年度の決算書類より）
- ⑥ 雇用の有無
- ⑦ 自団体ウェブサイトの有無（CANPAN や自治体等によるポータルサイトなどは対象外）
- ⑧ Facebook ページの有無（団体ページのみが対象）

※①～⑥については、評価受診時の情報をもとに集計。

※⑦⑧については、2020年12月時点に基づく。

(3) データ収集の方法

集計方法：評価に関する情報は、当センターによる評価確定の実績より集計を実施した。
評価以外の団体に関する情報は、団体 Web サイト、CANPAN 等のポータルサイトの公開情報から集計を実施した。

★今回の調査で用いる評価結果は、それぞれの団体が最初に受けたベーシック評価の結果を集計しています。基準を満たしていない項目については、評価団体が組織運営を改善した後に再評価を受けることができます。全ての基準を満たしていない団体の多くは、自ら改善を行い、再評価を受けています。

◆要旨

今回の調査レポートでは、2016 年度から 2019 年度までの 4 年間で、非営利組織評価センターのベーシック評価を受診した 168 団体の分析となります。これらの評価団体は、自ら第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体となります。

(1) 評価を受けた団体：4 年間(2016～2019 年度)の評価確定団体の累計数

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
累計数	24 団体	75 団体	103 団体	168 団体

特定非営利活動法人 104 団体 認定 NPO33 団体 特定認定 NPO3 団体 【計 140 団体】
 一般社団法人 9 団体 一般財団法人 0 団体 【計 9 団体】
 公益社団法人 1 団体 公益財団法人 16 団体 【計 17 団体】
 社会福祉法人 2 団体 【計 2 団体】

(2) ベーシック評価基準の達成項目数と団体数

	全基準を満 たす	基準を満たしていない項目数（未達基準）									合計
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目以上	
団体数	109	25	12	5	3	3	2	2	2	5	168

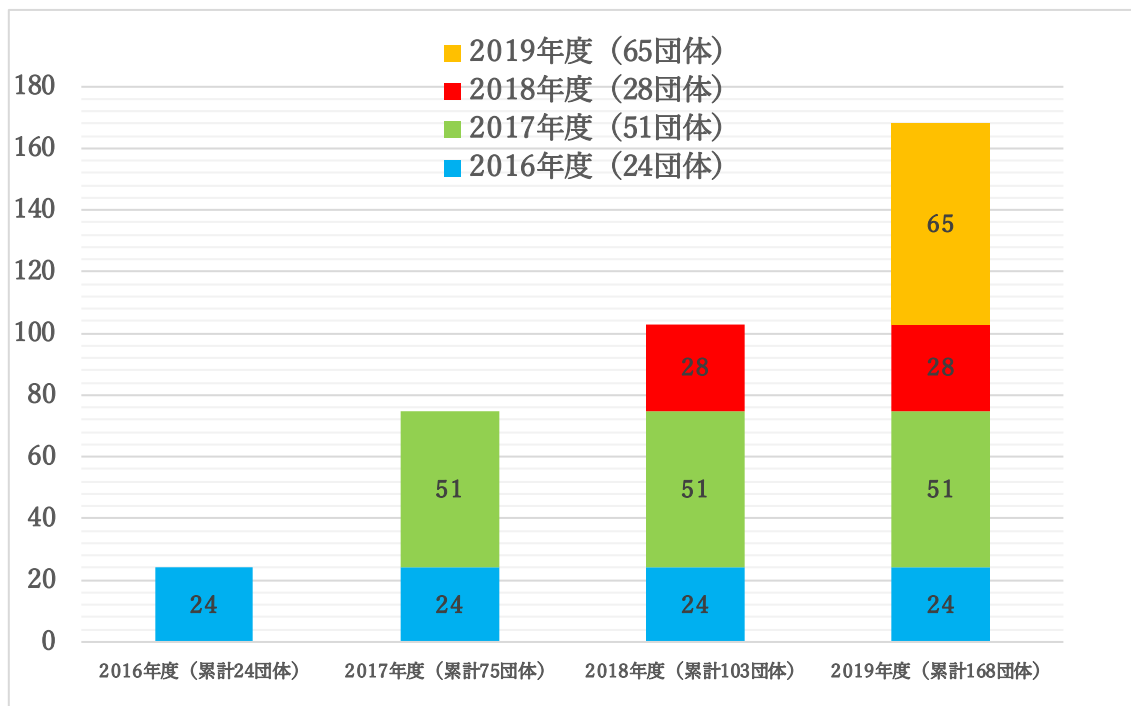
- 評価 168 団体のうち、全ての基準を満たす団体は 109 団体（65%）。基準を満たしていない項目（未達基準）が 1 項目以上ある団体は 59 団体（35%）。
- 未達基準がある 59 団体のうち、39 団体が再評価を受け、組織運営の改善を確認した。
- 再評価の結果を含めると、全ての基準を満たす団体は 131 団体（78%）となる。

(3) ベーシック評価基準 27 基準のうち、基準を満たしていない上位 3 項目

分野	項目	基準内容	団体の割合
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	35 団体(20.0%)
事務局運営	20	法定保存文書の保存をしている。	22 団体(13.0%)
事務局運営	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	15 団体(8.9%)

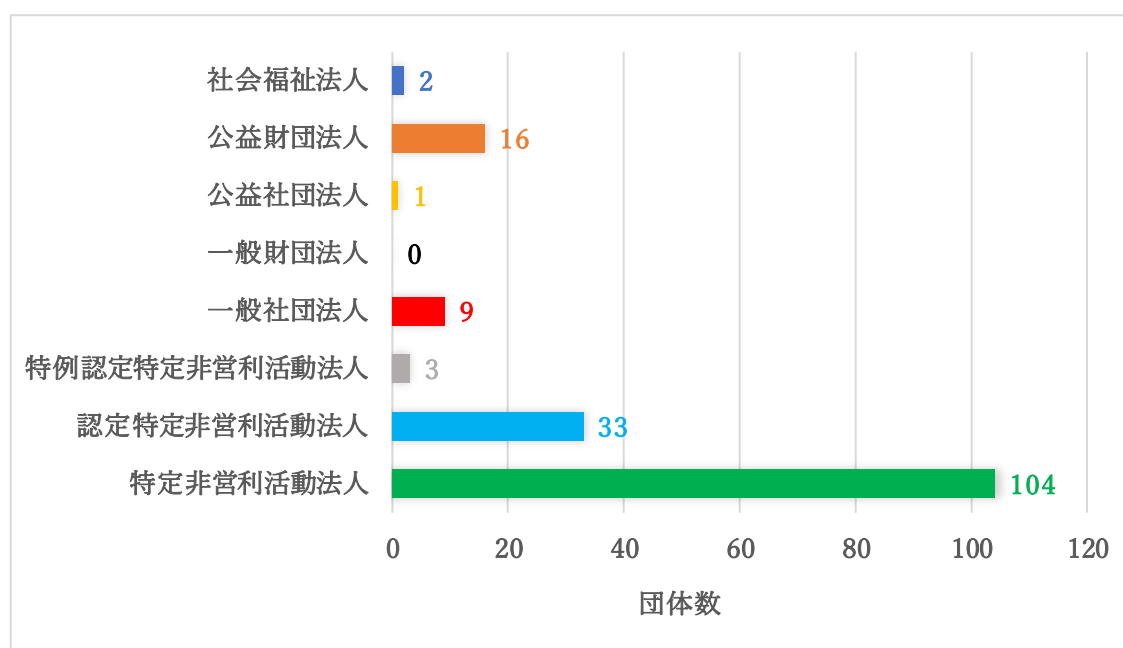
3 ベーシックガバナンスチェックの評価実績

(1) 4年間(2016～2019年度)の評価確定団体の累計数(対象:168団体)



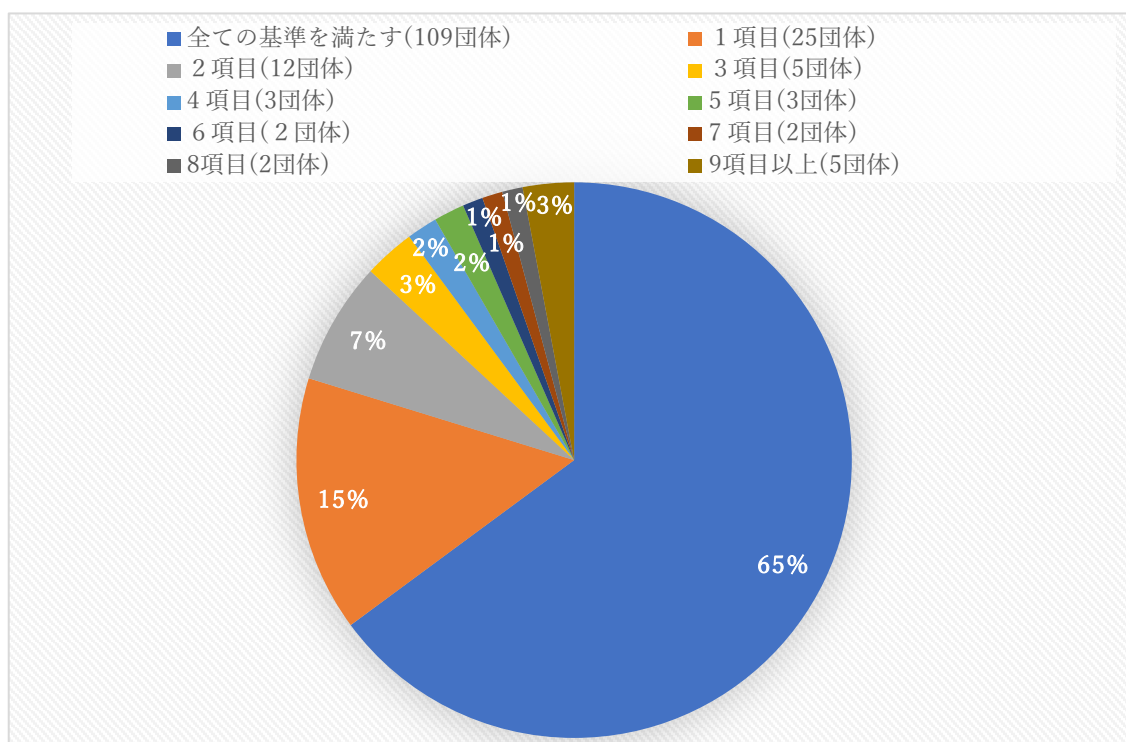
2016年度から2019年度までの4年間で、非営利組織評価センターのベーシック評価を受診した団体は168団体となります。これらの評価団体は、自ら第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体と言えます。

(2) 法人格の種別(対象:168団体)



(3) ベーシック評価基準（23 基準）の達成項目数と団体数（対象：168 団体）

	全基準 を満たす	基準を満たしていない項目数（基準未達）									合計
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目 以上	
団体数	109	25	12	5	3	3	2	2	2	5	168



- 評価 168 団体のうち、全ての基準を満たす団体は 109 団体（65%）。基準を満たしていない項目（未達基準）が 1 項目以上ある団体は 59 団体（35%）。
- 未達基準がある 59 団体のうち、39 団体が再評価を受け、組織運営の改善を確認した。
- 再評価の結果を含めると、全ての基準を満たす団体は 131 団体（78%）となる。

(4) ベーシック評価基準 23 項目ごとの基準達成

基準を満たしていない項目の集計表 (対象: 59 団体)

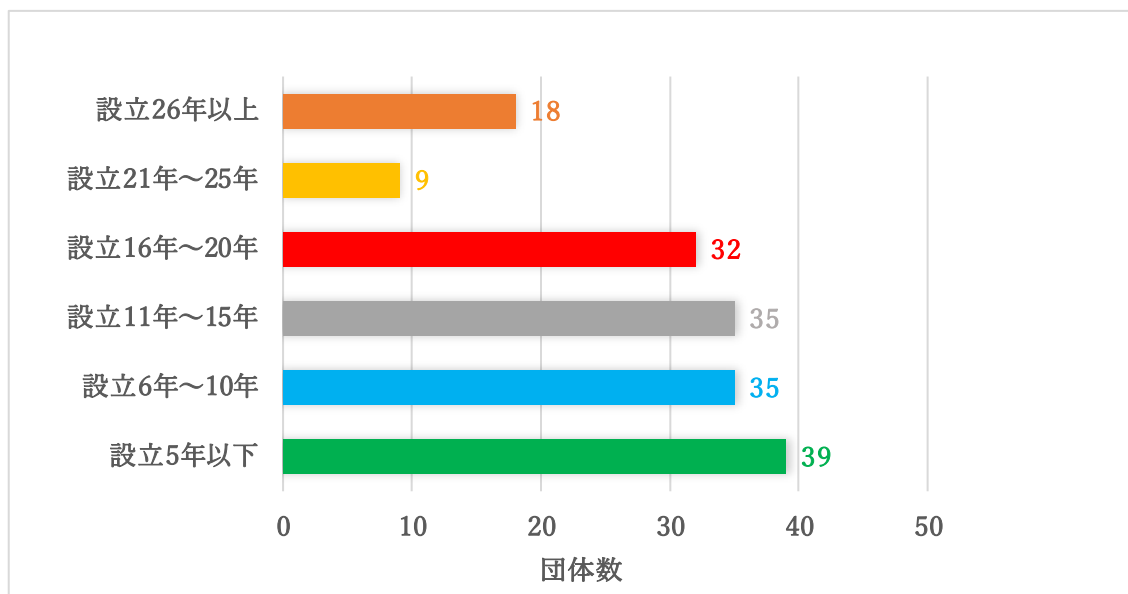
分野	項目 No.	基準内容	基準未達 団体数
ガバナンス	1	法令および定款に則って代表者および役員（理事 3 人以上、監事 1 人以上）を選任または解任している。	7 団体(4.1%)
	2	定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に 2 回以上開催している。	14 団体(8.3%)
	3	社員総会（評議員会）を年に 1 回以上、実際に開催している。	5 団体(2.9%)
	4	役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	13 団体(7.7%)
	5	1 事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員の報酬に関する規程	10 団体(5.9%)
	6	監事は監査を行っている。	7 団体(4.1%)
	7	直近の登記事項を登記している。	14 団体(8.3%)
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	35 団体(20.0%)
	9	組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	4 団体(2.3%)
	10	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	4 団体(2.3%)
組織の目的と事業の実施	11	組織の目的と事業を文書化している。	0 団体 (0%)
	12	非営利型法人である。	0 団体 (0%)
	13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	2 団体(1.1%)
	14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	3 団体(1.7%)
	15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	5 団体 (2.9%)
コンプライアンス	16	税金を滞納していない。	7 団体(4.1%)
	17	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	10 団体(5.9%)
事務局運営	18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	5 団体(2.9%)
	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	15 団体(8.9%)
	20	法定保存文書の保存をしている。	22 団体(13.0%)
	21	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※	4 団体(2.3%)
	22	職員の就業状況を把握し、管理している。※	3 団体(1.7%)
	23	労働保険に加入している。※	4 団体(2.3%)

※雇用がある場合のみ評価の対象となる。

「基準未達団体数」の％は、評価団体 168 団体を分母とした基準未達の団体数の割合。

赤字部分は、5%以上の団体が基準未達となっている評価基準項目（ページで解説）。

(6) 設立年数 (対象 : 168 団体)



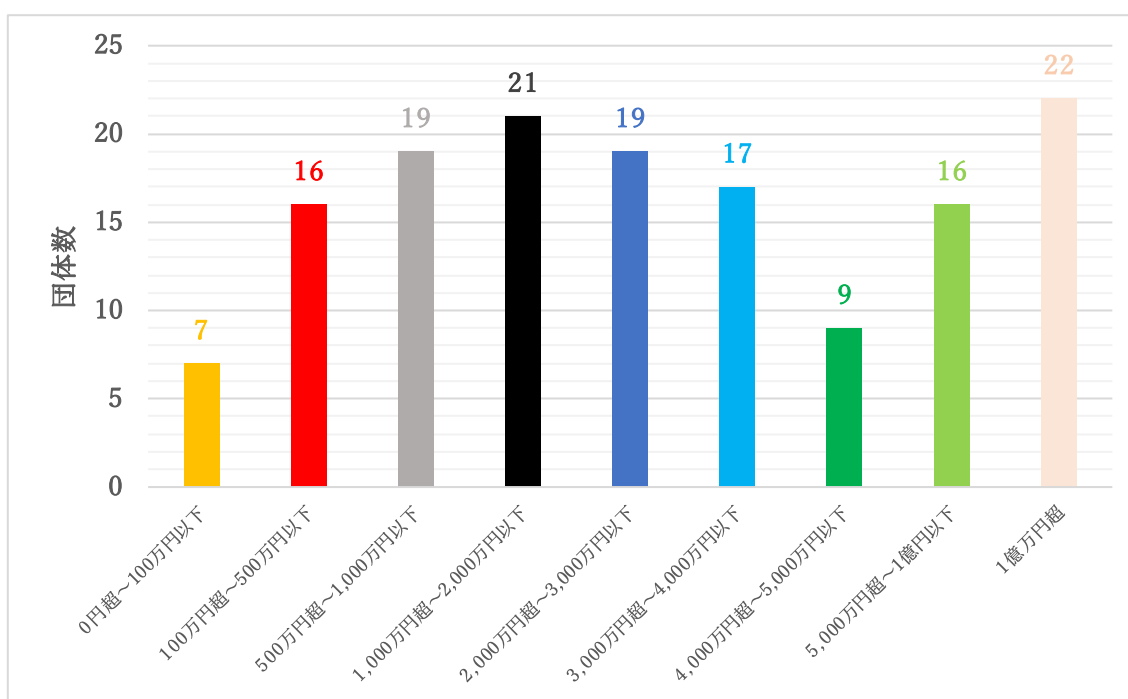
(7) 支出規模 (対象 : 146 団体)

評価受診年度の決算書の経常費用額を集計。

平均 5,239 万円 中央値 2,532 万円

※過去の決算書が確認できない、解散した 3 団体を除く。

※公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人については、予算規模が異なるため、この項目では対象外としている。



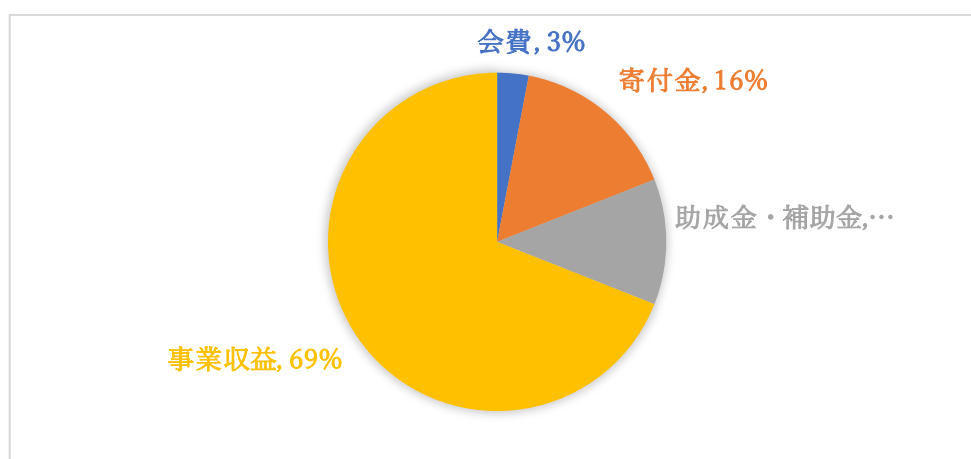
(8) 収益構造 (対象 : 146 団体)

評価受診年度の決算書に基づき、会費、寄付金、補助金・助成金、事業収益ごとの収入額を集計し、収益カテゴリー別の平均値を算出。

団体数	会費	寄付金	補助金・助成金	事業収益	合計
146 団体	1,961 千円	8,842 千円	6,892 千円	38,752 千円	56,447 千円

※過去の決算書が確認できない、解散した 3 団体を除く

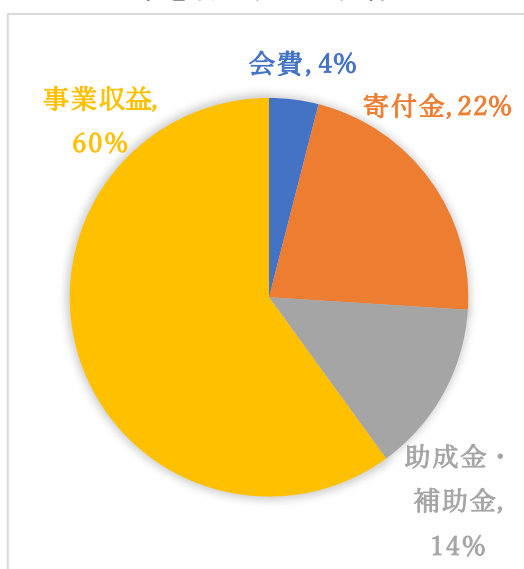
※公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人については、予算規模が違うため、この項目では対象外としている。



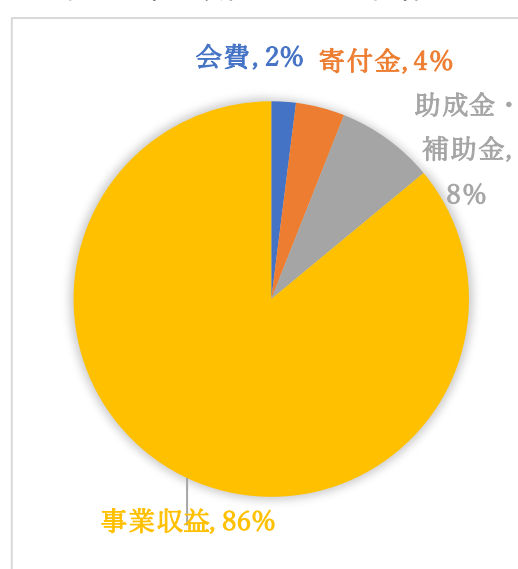
全ての基準を満たす団体と未達基準 1 項目以上の団体の比較

	会費	寄付金	補助金・助成金	事業収益	合計
全ての基準を満たす	2,627 千円	12,743 千円	8,343 千円	35,063 千円	58,776 千円
未達基準 1 項目以上	826 千円	2,196 千円	4,419 千円	45,039 千円	52,480 千円

全ての基準を満たす 92 団体



未達基準 1 項目以上 54 団体



(9) 雇用の有無（対象： 168 団体）

【雇用】 あり：140 団体（83%） なし：28 団体（17%）

(10) 自団体ウェブサイトの有無（対象： 168 団体）

【ウェブサイト】 あり：163 団体（97%） なし：5 団体（3%）

(11) Facebook ページの有無（対象： 168 団体）

【Facebook ページ】 あり：141 団体（84%） なし：27 団体（16%）

4 未達基準の内容と改善ポイント

評価結果の集計表（6 ページ掲載）のうち、評価団体 168 団体の 5%以上（10 団体以上）が満たしていない項目について、評価のポイントや基準を満たしていない事例、評価結果に対するアドバイス内容をご紹介します。基準を満たしていない団体も評価結果のアドバイスを参考にして、組織運営の改善に取り組んでいます。

なお、ここでご紹介する内容は主に特定非営利活動法人を対象として想定しています。一般法人を対象とした内容は後半にまとめています。

項目 2：定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に 2 回以上開催している。

【基準未達の状況】 14 団体／168 団体（8.3%）

評価のポイント：

理事会の設置や理事会の開催回数は特定非営利活動促進法では定められていません。団体が定款で定める事項となっています。当該基準では年に 2 回以上の開催を求めています、事業計画・予算を策定するために年度末に 1 回と、事業報告・決算を議決するための定時社員総会前に 1 回の計 2 回は、少なくとも理事会を開催することをおすすめしています。

基準を満たしていない事例：

この基準を満たしていない団体は主に定時社員総会前に年に 1 回だけ、理事会を開催しているというケースでした。

評価結果に基づくアドバイス：

新型コロナウイルスの影響等で実際に参集できない場合、定款の定めに基づく電磁的方法での開催や、決議の省略の方法で実施することが出来ます。定款をご確認ください。

理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であることから、基本的に自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められます。また理事は「書面による議決権の行使（書面表決）」が可能とされていても「議決権の代理行使（委任状出席）」は多くの団体で定款の定めがありませんので、ご注意ください。

項目 4：役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。

【基準未達の状況】 13 団体／168 団体（7.7%）

評価のポイント：

意思決定プロセスの執行機能状況を記録するため、開催した事実を証拠とする資料として議事録を作成する必要があります。議事録は、法令および定款に記載されている通り、適切に作成されているかを確認します。

基準を満たしていない事例：

社員総会の議事録はほとんどの団体で作成されていましたが、理事会の議事録を作成していないケースがいくつか見受けられました。例えば、理事同士で定例の月 1 回のミーティングを行っているものの、議事内容を記録に残していない場合があります。

その他に、議事録を作成していて基準を満たしているものの、定款や法令で定められた議事録の記載事項が一部抜けているケースも多くありました。

評価結果に基づくアドバイス：

意思決定のプロセスを記録に残しておくためにも、議事録を作成し保管しておくことが大切です。まずは定款や法令で定められている議事録の記載事項について確認をしてください。社員総会と理事会で記載する項目が違っていますので注意が必要です。

議事録の内容について、①審議事項と報告事項に分けること、②審議事項については議決結果を記載することも大事なポイントです。

項目 5：1 事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。

① 事業計画・予算計画および事業報告・決算報告 ② 役員の報酬に関する規程

【基準未達の状況】 10 団体／168 団体（5.9%）

評価のポイント：

定款によって、重要な審議事項は理事会及び社員総会のどちらで議決するのかが規定されています。定款通りに、事業計画・予算計画・事業報告・決算報告についての議題が取り扱っていることをそれぞれの議事録から確認します。

役員の報酬に関する規程について、「役員報酬無し（0 円）」、「役員に対して給与としてのみ支払い実績あり」と申告した団体は役員報酬の支払いが無いことを決算書から確認します。

「役員報酬の支払い実績あり」の団体は役員報酬規程の有無と、その審議を行っていることを議事録から確認します。

基準を満たしていない事例：

この基準では 2 つのポイントがあります。

- ① 事業計画・予算計画および事業報告・決算報告について、定款で理事会、社員総会のどちらかあるいは両方で審議承認するのが定められていますが、定款通りに審議されていないケースがあります。
- ② 役員報酬の支払いがある場合、報酬額は定款、規程に基づいて審議決定する必要がありますが、定款や規程に基づき、役員報酬の金額が審議されていないことがあります。

評価結果に基づくアドバイス：

あらためて定款で理事会及び社員総会の議決事項を確認することをおすすめします。勘違いしたまま毎年手続きを行っていることもあるようです。事業計画と予算、事業報告と決算でも手続きが違ってきます。

役員報酬額は定款や規程に基づいて理事会や社員総会で審議決定しましょう。役員報酬額は予算に計上されているので、予算の一部として承認されていることもあります。ひとつの議案として審議決定を行うことをおすすめします。

項目 7：直近の登記事項を登記している。

【基準未達の状況】 14 団体／168 団体（8.3%）

評価のポイント：

直近の登記事項が記載されている履歴事項全部証明書により、変更登記の状況を確認します。主に役員変更の登記がなされているか、期日内に登記されているかを確認します。

基準を満たしていない事例：

NPO 法の改正により NPO 法人は資産の登記が不要になりました。登記手続きを行うのは主に役員選任を行った時です。しかしながら、役員選任に伴う役員変更登記を忘れているケースが見受けられます。特に、同じ方が代表理事に再度就任（重任）された場合は、同一人物なので変更登記は不要と勘違いされていることもありそうです。

また、役員変更の登記が半年以上経ってから行われているケースもありました。

評価結果に基づくアドバイス：

役員の変更登記は、重任の時も登記の必要があります。また、変更の効力が発生する日から 2 週間以内に行う必要があります（法人法 第 303 条）。①変更登記を忘れずに行う、②期限内に登記をする、という 2 点に気をつけてください。

項目 8：法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに 定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。

【基準未達の状況】35 団体／168 団体（20.0%）

評価のポイント：

この基準は法令や定款で定められた以上のことを要求しているものです。したがって、基準未達の状況が一番低い数字となっています。

団体の透明性を高めるために、法令で定められた書類の事務所備え置き以外に、積極的にウェブサイトで公開をすることを推奨しています。特に、事業計画および役員報酬は通常公開資料としていない団体が多いため、評価申込の際には確認が必要です。

なお、役員報酬については、公開されている予算や決算書類で役員報酬額が記載されていれば「公開している」と判断をしています。

基準を満たしていない事例：

ウェブサイトでの公開は法令で定められたものではなく、団体が説明責任や透明性のために自主的に情報公開するものです。基準を満たしていない団体は、どの書類が公開されていないかは団体によってまちまちです。その中で事業計画が掲載されていないケースが比較的多いようです。また、会計報告書類については決算資料のうち、一部の資料しか掲載されていないこともよくあります。

また、役員報酬について、公開している計算書類上から役員への支払い額が確認できないケースもあります。

評価結果に基づくアドバイス：

説明責任や透明性のために、積極的に情報公開をすることを推奨しています。サイトに公開されていても、わかりにくいところに掲載されている、外部のポータルサイトに掲載していてリンクが貼っていないなどの状況もありますので、改善が必要です。

会計報告書類については、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の計算書類のそれぞれの公開が必要となります。また、役員報酬の支払いがある団体について、支払い額が計算書類上から確認できない場合がありますので、役員報酬の支払い額を公開するようにお伝えしています。

項目 17：個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。

【基準未達の状況】10 団体／168 団体（5.9%）

評価のポイント：

改正個人情報保護法が完全施行され、NPO 法人も個人情報取扱事業者となりました。現在、個人情報を取得するにあたり、取得目的を明示することが法令で定められています。この評価基準では、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）、もしくは個人情報保護規程を作成していることを確認しています。

基準を満たしていない事例：

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）、もしくは個人情報保護規程を作成していないケースがあります。プライバシーポリシー（個人情報保護方針）については、ウェブサイトに掲載することを推奨しています。

また、イベントの参加申し込みなど個人情報を取得する際に、個人情報の取得目的を明示していないケースも見受けられます。

評価結果に基づくアドバイス：

一般的に、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）はウェブサイトで公開するもの、個人情報保護規程は内部ルールとして運用されています。いずれの書類でも、イベントの参加申込や会員登録の際に、個人情報の取得目的について明記する旨を記載してください。また、作成日が法改正以前のものである可能性があり、法改正に対応する体制になっているかを確認することをおすすめしています。

あわせて、ウェブサイトの申し込みページやアンケート調査紙、入会申し込み書など、個人情報を取得される際に個人情報の取得目的を明示していない場合がありますので、必ず取得目的を外部に示すようにしてください。

項目 19：現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。

【基準未達の状況】 15 団体／168 団体（8.9%）

評価のポイント：

現金や資金の管理に関して、責任者と担当者による複数でのチェック体制があることを確認します。あわせて、チェックしていることが記録されていることも確認します。

基準を満たしていない事例：

事務局の人数が少ない団体では、資金管理について、ひとりの担当者が行っているケースがありますが、適切な会計、不正防止の観点からも複数でのチェック体制を推奨しています。また、複数でのチェックについて、記録として残るような事務処理も大事な取り組みです。

評価結果に基づくアドバイス：

経理担当以外に、経理関係の管理者や事務局長、もしくは役員が、定期的に支払いやその証憑を確認する、毎月現預金の残高を確認するといったルールを決めて運用することを推奨します。さらに、複数人でチェックしたことを記録として確認ができるように、伝票への押印や Excel の記録表に記入、メールでの承認、承認システムの導入などの工夫をすることをおすすめします。

項目 20：法定保存文書の保存をしている。

【基準未達の状況】 22 団体／168 団体（13.0%）

評価のポイント：

団体の運営では、法律で文書の保存が義務付けられ、保存期間も決められた法定保存文書が数多く作成されます。これらの文書を適切に管理するために、文書保存規程や保存年数の一覧表が整備されているかどうかを確認します。

基準を満たしていない事例：

法定保存文書が管理されていない状態で、とりあえず保存されているケースが見受けられます。この場合、文書保存規程や保存年数の一覧表が作成されていないことがその原因のようです。

評価結果に基づくアドバイス：

文書保存規程、保存年数の一覧表に基づいた管理をしてください。文書保存規程では、文書の受領、保存・保管、廃棄、責任者などを定めることが必要です。一覧表で会計書類の保存期間についてのみ定めている団体が多くあります。理事会・総会の議事録や、雇用をされている場合は人事・労務関連の文書も含めた一覧表を作成することをおすすめします。また、書類の管理について、書類の保存期間ごと（廃棄時期別）に分類して管理することを推奨します。

<一般法人の基準判定について>

一般法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）」に基づいて評価するため、特定非営利活動法人の評価とは確認事項の一部に異なる点があります。

- **理事会非設置型の一般社団法人**

一般社団法人は「理事会設置義務」「監事設置義務」がありません。理事会、監事を置いていない一般社団法人は、年2回以上の理事会の開催、監事による監査を行っていないものとして判断します。

- **議事録の作成**

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」に基づいて確認します。一度、法律の内容を確認することをおすすめします。

- **事業計画、予算、事業報告、決算の決議**

一般法人は、計算書類及び事業報告書等を承認するための、理事会の開催日と社員総会（評議員会）の開催日の間の中 14 日間以上空ける必要があります。この 14 日間は社員総会（評議員会）の審議のため、社員（評議員）が計算書類及び事業報告書等の内容を、事前に確認するための期間です。

- **役員報酬の決議**

理事・監事の役員報酬額は定款、または社員総会・評議員会の決議によって定める必要があります（法人法 第 89 条・105 条）。また評議員の報酬の支払いがある場合は、報酬額を定款で定める必要があります（法人法 第 196 条）。

- **理事会への報告義務**

法人法では、代表理事または業務執行理事は理事会に対し、3 ヶ月に 1 回以上職務執行報告をしなければならないとされ、定款で毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で年 2 回以上報告をすると定めた場合は 2 回で良いとされています。従って、定款に定めがない場合は年 4 回の理事会、定款の定めがある場合は年 2 回の理事会の開催が必要です。なお、理事会は定款に定めを設けることにより決議と報告の省略によって実開催の必要はありませんが、この職務執行報告は省略することができませんので、実開催が必要となります（法人法 第 96 条）。

5 まとめ

本レポートでは、組織評価を受診した 168 団体の非営利組織を対象に調査分析したものです。そこから見えてきた、ベーシッガバナンスチェックの評価基準に基づく非営利組織のガバナンスの傾向について紹介します。

このまとは、あくまで当センターの評価基準に基づいたものという前提で分析したものに なります。4 年間の評価団体 168 団体のうち、65%の 109 団体は、全ての基準を満たしていました。理事会を年 2 回以上開催し、社員総会（評議員会）を実開催し、法令・定款にもとづき組織運営がなされていました。

一方で、基準を満たしていない項目（未達基準）が 1 項目以上ある団体は 59 団体（35%）となりました。今回の調査で用いる評価結果は、それぞれの団体が最初に受けたベーシック評価の結果を集計しています。基準を満たしていない項目については、評価団体が組織運営を改善した後に再評価を受けることが出来ます。基準を満たしていない項目があった団体 59 団体のうち、39 団体が再評価を受け、組織運営の改善を確認しました。再評価の結果を含めると、全ての基準を満たす団体は 131 団体（78%）となりました。組織評価を受信する団体はもともとがガバナンスに関する意識が高いため、全ての基準を満たしている団体、あるいは満たしていなくても自ら改善を行う団体が 8 割近くとなりました。

次に、基準を満たしていない項目の集計表からは、本来であれば法令や定款に基づき、正しく手続きをしておかなければならない「理事会や社員総会等の議事録の作成」（項目 4）、「登記事項の登記」（項目 7）、「個人情報の保護」（項目 17）、「法定保存文書の保存」（項目 20）ということが対応できていないケースも見受けられました。また、非営利組織のガバナンスの観点から重要な要素である、「理事会の運営」（項目 2）、「理事会や社員総会等での審議」（項目 5）、「事業報告書等の情報公開」（項目 8）、「会計のチェック体制」（項目 17）について、不足・不備が目立つケースもありました。これらの基準は非営利組織が苦手としており、評価で指摘されやすい事項となっています。

例えば、理事会などのガバナンスの項目については、内部で前回のプロセスを踏襲して適切に実施していると思っていても、実はどこかで法令や定款で定められている内容と齟齬をきたしているケースもあります。また、法令の変更に対応しきれていないこともあります。今一度、法令や定款に則して、理事会や社員総会の運営がなされているかどうかなどをベーシッガバナンスチェックの評価基準に基づき、確認することをおすすめします。また、支援者、ボランティア、協力者、活動の参加者など、団体のステークホルダーに対して適切に情報公開をしていくことや、組織評価の結果を活用して適切に組織運営を行っていることを伝えていくことも、非営利組織の運営においては大切なポイントです。応援している団体、活動に関わっている団体が活動を持続していくための組織基盤をもっているということ点は、幅広い支援を受ける上で重要な視点となってきます。

最後に、一般的な非営利組織との比較から積極的に組織評価を受信している団体の特徴を見ていきます。一般的な団体の概要については、内閣府 NPO が公開している「平成 29 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査 報告書」（以下、「内閣府 NPO 実態調査報告書」）をもとにしています。この報告書では、「平均的な NPO 法人像」が見えてくるでしょう。なお、同報告書では特定非営利活動法人（認定、特例認定を含む）を対象にしたものであり、当センターの評価団体は一般法人、公益法人、社会福祉法人を含んだものであることを考慮して考えていきます。

参考：<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/npojittai-chousa/2017npojittai-chousa>

最初に収益構造の比較です。「内閣府 NPO 実態調査報告書」で掲載されている特定非営利活動法人（認定、特例認定を含む）1,597 団体と、当センターの特定非営利活動法人（認定、特例認定を含む）及び一般社団法人 146 団体との比較は次の表の通りです。

	会費	寄付金	補助金・助成金	事業収益	その他収益
内閣府 NPO	2.8%	8.0%	10.9%	77.0%	1.3%
評価団体	3.0%	16.0%	12.0%	69.0%	—

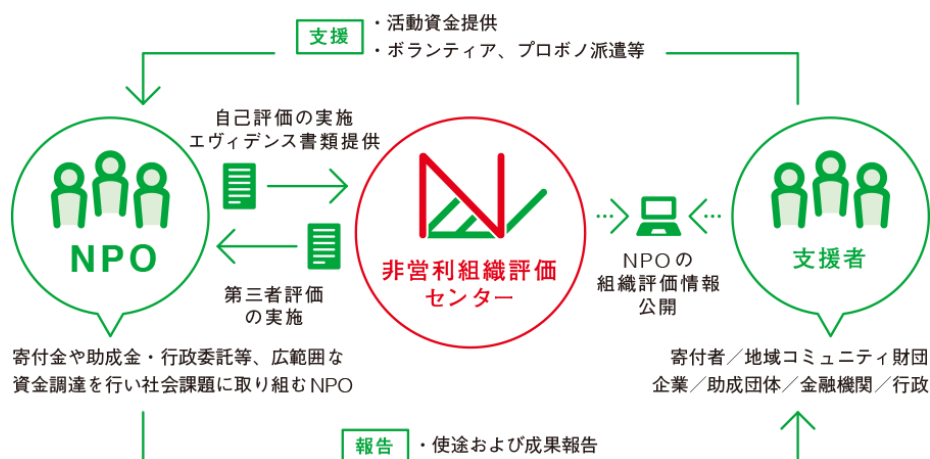
職員の雇用について、「内閣府 NPO 実態調査報告書」では 3,416 団体の常勤の有給職員数 1 人以上は、全体で約 60%でした。一方、当センターの評価団体は、職員の雇用は常勤・非常勤の区別はなく、83%の団体が雇用しているという傾向が出ています。

情報公開の開示体制について、「内閣府 NPO 実態調査報告書」では自身の運営する団体のウェブサイトを 57.8%が有しているとあります。一方、当センターの評価団体は、自身が運営する団体のウェブサイトを 97%が有し、団体の Facebook ページも 84%の団体が有しており、広く一般に向けて情報開示に積極的であることが伺えます。但し、当センターの評価項目 8 の情報公開（法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。）では、評価 168 団体のうち、35 団体（20.0%）がこの基準を満たしていない結果でした。情報公開については、まだ改善の余地があるようです。

社会課題が複雑化していく中で、非営利組織が担う役割も今まで以上に大きくなっています。それに伴い、地域において継続的に活動を提供していく存在としての期待も高まっています。これからの非営利組織の組織運営では、よりよい活動を実施していくとともに、持続的な組織運営を行っていくことも大切な要素となっています。この調査レポートの内容と自団体の組織運営の状況を比較することで、組織運営上の課題やより良くするためのヒントを見つけることが出来ます。ぜひ、この機会に自身の団体の組織運営と見つめ合う時間を設けてみてはいかがでしょうか。

資料 1 評価制度の概要・お申込み

〔第三者評価制度の仕組みと活用〕



評価対象

対象法人	特定非営利活動法人（認定・特例認定含む） 一般社団法人（非営利型） 一般財団法人（非営利型） 公益社団法人 公益財団法人 社会福祉法人
対象書類	被評価団体から提出された定款・規約・マネジメント運営過程の記録書面・ 被評価団体のセルフチェック回答データ・登記情報提供サービスから取得し た履歴事項全部証明書・その他、被評価団体から提出された団体情報
対象期間	評価を申し込む当該年度の事業計画策定プロセスと過去2事業年度分の運 営実績
評価基準	ベーシック評価基準（23項目）

評価料 無料

有効期間 3年間

更新は被評価団体の任意とし、更新時にベーシック評価基準（23項目）に基づき更新評価を行います。更新を行わない団体はベーシックガバナンスチェックリストから除外され、評価結果は非公開となります。

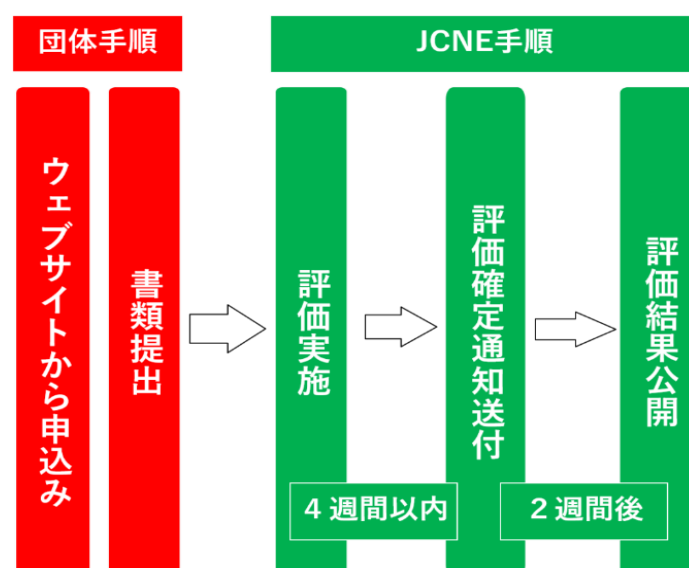
（現在は無料で評価を実施していますが、将来、制度の有料化に伴い更新料が発生する場合があります。）

ベーシックガバナンスチェック手順

当センターWeb サイト (<https://jcne.or.jp/catalog/>) より『ベーシックガバナンスチェックガイドブック』をダウンロードし、ご確認ください。

ダウンロード内容

- ・ベーシックガバナンスチェックガイドブック
- ・代表者宣誓書 ※お申込み時にご提出いただきます。
- ・付録（規程ひな形/確定通知サンプル/評価活用例）



1. ウェブサイトからお申込み

「ベーシックガバナンスチェックお申込みフォーム」(https://jcne.or.jp/basic_entry/) から必要情報「ご確認・同意事項」「申込情報」「評価結果公開用情報」をご入力ください。
※ご回答後、自動返信メールの内容をご確認ください。

2. 評価書類提出フォーム (https://jcne.or.jp/basic_entry_file/) から書類をご提出

※ご提出資料は合計 16MB 以下にてお送りください。16MB を超えてしまう場合は、

送信できない場合がございますので check@jcne.or.jp までお問合せください。

※申し込み日から 2 週間以内をめどに書類をご提出ください。

※ご回答後、自動返信メールの内容をご確認ください。

※書類のご提出が確認できない場合や、書類に不足がある場合、こちらからご連絡を差し上げることがあります。

3. JCNE にて評価実施

4. 評価確定通知送付

書類提出から 4 週間以内をめどに、JCNE から『評価確定通知』をメールにてお送りいた

します。

5. 評価結果公開

評価確定通知の送付から2週間後に、ベーシックガバナンスチェックリストにて評価結果を公開します。非公開を希望される場合は評価確定通知送付のメールに記載のご連絡フォームからご連絡ください。評価結果を非公開といたします。

6. 再評価

「基準を満たしていない」項目がある場合、有効期間内であれば再評価を行います。

ベーシックガバナンスチェックリスト

ベーシック評価基準の評価結果をベーシックガバナンスチェックリストとして公開し随時更新しています。JCNEでは、第三者組織評価の情報を公開することで、団体の運営状況を広く社会に伝え、評価情報活用者が自ら判断するための情報として利用される取り組みを進めています。ベーシックガバナンスチェックリストに掲載されている団体は継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い非営利組織として、掲載団体への支援を広く社会に対して推奨しています。

一部の被評価団体の評価結果について非公開としています。

- ・被評価団体はベーシックガバナンスチェックリストに評価結果を公開とするか否かについて選択することができます。
- ・条件を満たしていることが確認できなかった場合（非営利組織であることが確認できない、理事会非設置型法人である等）や法令に違反していることが発覚した場合は、評価結果を公開することができません。
- ・更新を行わない団体は有効期間終了後にベーシックガバナンスチェックリストから除外され、評価結果は非公開となります。

ベーシックガバナンスチェックのお申込みに関する Q&A

<https://jcne.or.jp/evaluation/faq/bgc/>

発行日 2021年2月4日 初版

発行元 一般財団法人 非営利組織評価センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-11-2 日本財団第二ビル 3階

TEL(代表) : 03-6457-9721 FAX : 03-6457-9722 E-mail : office@jcne.or.jp

Web サイト : <https://jcne.or.jp/> Facebook : @npoeval